

令和2年度 一般会計 歳出 第2款 1項 1目 政策推進費 12節 (1)

受付
番号

種目番号
—

連絡先

委託担当

政策局男女共同参画推進課 担当者 浅野

電話 671-4479

設 計 書

1 委 託 名 男女共同参画に関する市民意識調査 (令和2年度)

2 履 行 場 所 政策局男女共同参画推進課

3 履行期間 期間 令和2年4月1日から令和2年11月30日まで
又は期限 期限 令和 年 月 日まで

4 契約区分 確定契約 概算契約

5 その他特約事項

6 現場説明 不要
 要 (月 日 時 分、場所)

7 委託概要
1 調査票の設計
2 調査票及び返信用封筒の印刷
3 封入・発送
4 回収・入力・集計
5 分析
6 報告書の作成

8 部分払

する (回以内)

しない

部分払の基準

業 務 内 容	履行予定月	数 量	単 位	単 価	金 額

* 単価及び金額は、消費税及び地方消費税を含まない金額

* 概算数量の場合は、数量及び金額を () で囲む。

委託代金額 ¥

内訳 業 務 価 格 ¥

消費税及び地方消費税相当額 ¥

内訳書

名 称	形状寸法等	数量	単位	単価 (円)	金額 (円)	摘要
1 調査票の設計	設計に関する提案等	1	式			
2 調査票等の印刷						
調査票	調査票印刷 (ルビ無)	7,800	部			
	調査票印刷 (ルビ有)	200	部			
	返送用封筒	8,000	部			
3 封入・発送						
発送用封筒	宛名ラベル貼り	8,000	通			
	封入 (ルビの有無照合)・封緘	8,000	通			
	郵送料	8,000	通			
4 回収・入力・集計						
回収作業	回収開封、整理作業	(2,400)	通			回収率 概算 30%
	郵送料 (受取人払)	(2,400)	通			
入力・集計	データ入力 単純集計 クロス集計 グラフ作成 (他調査との比較含む)	1	式			
	集計管理職員		日			
	集計補助職員		日			
	自由意見欄系統化	1	式			
5 分析	データの分析、他の調査との比較等	1	式			
6 報告書の作成						
報告書作成	版下作成 A4×400 頁	1	式			
	作成管理職員		日			
	補助職員		日			
	報告書印刷	150	部			
計						
7 一般管理費						
合 計						
合計 (消費税込)						

仕 様 書

1 委託業務内容

「男女共同参画に関する市民意識調査」

2 調査目的

市民の男女共同参画に関する意識、実態等の現状及びその推移を明らかにすることで、横浜市における男女共同参画推進に関する課題を把握し、今後の横浜市の施策をさらに推進するために、本調査を実施します。

3 調査仕様

調査対象	計 8,000 人（うち外国籍市民 200 人） （内訳）男性 4,000 人（うち外国籍市民 100 人） 女性 4,000 人（うち外国籍市民 100 人） （横浜市内在住の 18 歳以上の男女から横浜市が無作為抽出する）
調査方法	郵送による配布・回収
実施時期	令和 2 年 5 月頃（20 日間程度）
調査項目	男女共同参画についての意識と実態等について （フェイスシートを含め、50 問程度）
報告書	A 4 判 200 頁程度（報告書）※白黒印刷

4 スケジュール（予定）

業務内容	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月
調査票設計	↔							
調査票印刷等 発送準備	↔							
実査・回収		↔						
入力・集計			↔					
クロス集計				↔				
報告書作成					↔			

調査実施のスケジュールはおおむね上記の表のとおりとし、詳細な日程については受託者と横浜市が協議して決定するものとする。

5 委託業務内容

(1) 調査票の設計（フェイスシートを含め 55 問程度／A 4 判 20 頁程度）

ア 横浜市が受託者に調査票案を提供する。

イ 調査票案をもとに、質問形式・調査票デザイン等について、回収率の維持・向上のため、回答しやすいよう受託者から横浜市に提案する。

ウ 横浜市と受託者は、協議の上、質問項目を確定する。

エ 外国籍市民用（200 部）は、ルビつきの調査票を作成する。

(2) 各種印刷（各 8,000 部）

ア 調査票

A 4 版、中綴じで 2 か所ホチキス留めとする。

イ 発送用封筒

(ア) 横浜市から角 2 判封筒を支給する。

(イ) 受託者が封筒に下記の文言を表示する。（印刷またはスタンプ）

発送元：横浜市政策局男女共同参画推進課 電話：045-671-4479 F A X：045-663-3431 市民意識調査票在中

ウ 返送用封筒

(ア) 受託者が長 3 版封筒を調達し、必要事項を印刷する。

(イ) 返送先は「横浜市政策局男女共同参画推進課（横浜市中区港町 1 - 1）」とし、封筒には「調査票在中」と明示する。

(ウ) 返送料金は受取人払とし、費用は受託者が負担するとともに、郵便事業株式会社への申請は受託者が行う。差出有効期間は、投函期限日から 14 日程度までとする。

(エ) 差出有効期間中の返送料金は、受託者が負担する。

(3) 封入・発送

ア 受託者は横浜市が支給する宛名ラベルを発送用封筒に貼付する。宛名ラベルの引き取り場所は、横浜市政策局男女共同参画推進課執務室とする。

イ 発送用封筒に「調査票」及び「返送用封筒」を封入・封滅する。その際には、日本国籍市民あて（7,800 部、調査票にルビなし）及び外国籍市民あて（200 部、調査票にルビあり）の別について、送付相手に必要な調査票を封入するよう作業を進めることとする。

ウ 発送費用は、受託者が負担する。

エ 発送は「調査票」及び「返送用封筒」のみで、催促状や謝礼等の送付は行わない。

オ 発送名義は横浜市とするため、宛先不明で返送されたものについては、横浜市が受領する。

(4) 回収・入力・集計

ア 実査中の問合せ先は受託者とする。

※問合せ専用ダイヤルの設置は必要なし。

イ 市民から横浜市に返送された調査票入り返送用封筒は、受託者が横浜市まで受け取りに来るものとする。なお、回収頻度は受託者によるものとする。また、着払いであれば横浜市から発送可。

ウ 受託者は、回収した返送用封筒を開封し、封筒は廃棄処分とする。ただし、封筒に個人情報又は何らかの意思を表示した文言が認められる場合には、封筒を横浜市に送付する。

エ 投函期限から 1 週間後までに返送先に届いた調査票は集計対象とし、それ以降に届いたものについては集計対象としない。

オ 回収した調査票に基づき、回答結果（自由意見欄を含む）をデータ入力する。

カ 回収した調査票（集計対象外のものも含む）は、データ入力作業終了後に、横浜市に送付する。

キ 集計は、ウェイトバック集計を行う。

ク 集計は設問別の単純集計のほか、横浜市の指示に基づくクロス集計（設問間クロス集計を含む）を行う。

ケ 7月上旬までに速報値（単純集計結果）を納品する。

コ 集計結果は、集計数値データ及びグラフにより納品する。グラフの作成にあたっては、白黒印刷でも十分な視認性を確保すること。

サ 集計結果のグラフにおいては、前回調査報告書（平成 30 年度）を参考に作成することとする。（https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/torikumi/danjo/chosa/h30_shimin.html）

シ 自由意見欄は、内容に応じて系統化した上でまとめる。

(5) 分析

調査結果をもとに、男女共同参画に関する市民の意識等について、平成 26 年度及び平成 30 年度に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」の経年比較や国が実施している全国調査等と比較しながら分析を行い、現状と課題等を明らかにする。また、横浜市男女共同参画行動計画の推進につながるよう、横浜市の現状や法改正などの社会背景をふまえて分析を行う。

(6) 報告書の作成・印刷

分析、考察、施策への課題等を整理し、報告書（A 4 サイズ 200 頁程度）にまとめる。作成した報告書の内容（グラフを含む）を横浜市の指示に従い修正することとする。また、150 部印刷・製本し納品する。（白黒印刷）

6 提出物

(1) 入力・集計・報告書データ一式

ア 単純集計及びクロス集計結果を入れた CD 又は USB メモリスティック。
MS-Excel (for windows) で作成すること。

イ 報告書データを入れた CD 又は USB メモリスティック。
MS-WORD (for windows) で作成すること。

(2) 報告書（製本済）150 部※白黒印刷

7 委託期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 2 年 11 月 30 日まで

8 成果物の帰属

本契約にかかる成果物は本市に帰属する。委託業務の成果物として作成したデータを他の用途のために複製したり、第三者に提供したりすることを禁止する。

9 秘密の公開の禁止

受託者が、委託業務の履行に伴い、又はこれに関連して知り得た業務上の資料や情報等を第三者に漏洩することを禁止する。

10 委託契約代金

契約金は、検査終了後適法な請求書を受理した日から起算して 30 日以内に支払うものと

する。

11 その他

- (1) 調査の設計等に男女共同参画の視点をいれるため、研究員には必ず男女それぞれ1人以上を含めること。
- (2) 調査の設計及び調査結果の分析には、男女共同参画の視点及び配偶者等からの暴力に関する理解が必要となるため、調査員については人権感覚のある者を選定すること。また、必要に応じて調査員に対する研修を実施すること。
- (3) 横浜市の個人情報を取り扱う事務に従事するにあたり、横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱うとともに、同条例に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を実施すること。
- (4) 発送・回収する調査票等の取扱及び適切な管理に留意するとともに、個人情報については、別紙「個人情報取扱特記事項」を踏まえ、適正に管理すること。
- (5) この仕様書に定めのない事項及び不明な点は、別途、受託者と協議して決定する。

12 参考（前回実施調査報告書）

男女共同参画に関する市民意識調査（平成30年度実施）

(https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/torikumi/danjo/chosa/h30_shimin.html)

担当：横浜市政策局男女共同参画推進課

西村、浅野

TEL. 045-671-4479

FAX. 045-663-3431